

(新旧対照表) 用地調査等業務共通仕様書

(下線部分が今回改正箇所)

新		旧	
別記15 立竹木調査算定要領		別記15 立竹木調査算定要領	
第1章 総則 第1条 (略)		第1章 総則 第1条 (略)	
(立竹木の区分)		(立竹木の区分)	
第2条 調査算定に <u>当たり</u> 、立竹木は表1のとおり区分するものとする。		第2条 調査算定に <u>あたり</u> 、立竹木は表1のとおり区分するものとする。	
表1		表1	
区分	判断基準	区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 鑑賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<u>おおむね</u>明ら かで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>B～G (略)</p>	庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 鑑賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が <u>概ね</u>明ら かで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>B～G (略)</p>
用材林	(略)	用材林	(略)
薪炭林	(略)	薪炭林	(略)

収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① (略) ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内 <u>あるいは</u> _____田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。
竹林	B (略)
苗木 (植木畑)	(略)
その他の立木	(略)

第2章 調査及び調査表等の作成
(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各項により行うものとする。

一 庭木等の調査

(一) (略)

(二) 庭木の調査は、表2により行うものとする。

表2

区分	細区分	単位	調査事項	備考
鑑賞樹	高木	(略)	(略)	幹周が10 <u>センチメートル</u> 未満のものについては樹高も調査する。
	株物	(略)	(略)	
	玉物	(略)	(略)	
	生垣	(略)	(略)	

収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① (略) ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内_____ <u>或いは</u> 田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。
竹林	B (略)
苗木 (植木畑)	(略)
その他の立木	(略)

第2章 調査及び調査表等の作成
(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各項により行うものとする。

一 庭木等の調査

(一) (略)

(二) 庭木の調査は、表2により行うものとする。

表2

区分	細区分	単位	調査事項	備考
鑑賞樹	高木	(略)	(略)	幹周が10_____ <u>cm</u> 未満のものについては樹高も調査する。
	株物	(略)	(略)	
	玉物	(略)	(略)	
	生垣	(略)	(略)	

	特殊樹	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10 <u>センチメートル</u> 未満のものについては樹高も調査する。</p>
	利用樹	(略)	(略)	
	風致木	(略)	(略)	
	地被類・芝類・ツル性類	(略)	(略)	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2 メートル の部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ～ケ (略)

(四)～(六) (略)

二 用材林の調査

(一) 所有者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、林 齢ごとに調査するものとする。

ア 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1.2 メートル の部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。

イ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部(山側)地際から測定する。

ウ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。

	特殊樹	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10 <u>cm</u> 未満のものについては樹高も調査する。</p>
	利用樹	(略)	(略)	
	風致木	(略)	(略)	
	地被類・芝類・ツル性類	(略)	(略)	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2 m の部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ～ケ (略)

(四)～(六) (略)

二 用材林の調査

(一) 所有者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。

なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、各 林齢ごとに調査するものとする。

ア 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1.2 m の部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。

イ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部(山側)地際から測定する。

ウ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。

エ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。

(二) _____
_____ 毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査_____により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を林相_____ごと一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定_____する。_____

イ アで定めた区域内で_____標準と認められる範囲（標準地）_____を定め、当該範囲内について（一）アないしエにより

_____調査する。なお、標準地1箇所の最低面積は、100平方メートル程度とし、複数箇所を定めて調査を

_____行うものとする。

ウ 各標準地の調査から得られた結果に基づき、次により、アで定めた区域のうち、取得等する部分の数量を推定（推定本数）する。

推定本数＝各標準地の調査結果を樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林ごとに集約した本数×（A/a）

A：アで定めた区域のうちの取得等面積

a：各標準地の合計面積

（A/a）は、小数点以下第3位（小数点以下第4位四捨五入）まで求め、推定本数は、整数（小数点以下第1位四捨五入）とする。

(三) 運用方針第4第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、おおむね10年以上間伐等を施しておらず、適切な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1ヘクタール当た

エ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。

(二) 毎木調査を行うことが困難であると認められる場合又は標準地調査により毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査法_____により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。

ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を_____樹種ごと一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を区分し、調査する。

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内_____にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植林年次）を調査する。なお、_____

_____アで定めた区域が、5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。

(三) 運用方針第4第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、_____概ね10年以上間伐等を施しておらず、適切な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1_____

り_____の植栽本数が、2 齡級（10 年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地ごとに、標準的な立木の生育状況にあると判断される 100 平方メートル程度 の範囲において調査した植栽本数を基に 1 ヘクタール当たり _____ の植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における 2 齡級（10 年）以前の適正本数か否かを調査する。

なお、2 齡級（10 年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。

イ （略）

三 （略）

四 収穫樹の調査

（一）所有者ごとに毎木又は取得等面積による樹種、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

（二）～（三） （略）

五 竹林の調査

（一） （略）

（二）竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より 1.2 メートル の節間中央部を調査するものとする。

六～七 （略）

第 4 条 （略）

（調査表）

第 5 条 立竹木の調査表は、第 3 条の調査結果に基づき、様式第 1 号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

一～八 （略）

九 管理程度 1 ヘクタール当たり _____ 用材林植栽本数、1 ヘクタール当たり _____ 用材林当該林齡適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定

ha あたりの植栽本数が、2 齡級（10 年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地 毎 _____ に、標準的な立木の生育状況にあると判断される 約 10m 四方 (100 m²程度) の範囲において調査した植栽本数を基に 1 _____ ha あたり の植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における 2 齡級（10 年）以前の適正本数か否かを調査する。

なお、2 齡級（10 年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。

イ （略）

三 （略）

四 収穫樹の調査

（一）所有者ごとに毎木又は取得面積による樹種、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

（二）～（三） （略）

五 竹林の調査

（一） （略）

（二）竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より 1.2 _____ m の節間中央部を調査するものとする。

六～七 （略）

第 4 条 （略）

（調査表）

第 5 条 立竹木の調査表は、第 3 条の調査結果に基づき、様式第 1 号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

一～八 （略）

九 管理程度 1 _____ ha あたり 用材林植栽本数、1 _____ ha あたり 用材林当該林齡適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定

十～十一 (略)

十二 十二 その他 取得等地・残地の別、その他必要な事項

第6条～第7条 (略)

第3章 算定

第8条 (略)

(補償額の算定)

第9条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分ごとに立竹木補償額算定表(様式第2号)及び管理程度補正判定表(様式第3号)を用いて、算定した額とする。

様式第1号～様式第3号 (略)

十～十一 (略)

十二 十二 その他 起業地・残地の別、その他必要な事項

第6条～第7条 (略)

第3章 算定

第8条 (略)

(補償額の算定)

第9条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分毎に立竹木補償額算定表(様式第2号)及び管理程度補正判定表(様式第3号)を用いて、算定した額とする。

様式第1号～様式第3号 (略)